東駿河湾広域都市計画 区域区分の変更

東駿河湾広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分変更なし

2. 人口フレーム

区分	年次	2015 年 平成 27 年 (基準年)	2025 年 令和 7 年 (基準年の 10 年後)	
都市計画	区域内人口	373.1 千人	おおむね 348.5 千人	
市街化	区域内人口	319.4 千人	おおむね 296.5 千人	
配分	する人口	_	296.1 千人	
保留	する人口	_	0.4 千人	
特	定保留	_	0.0 千人	
	般保留	_	0.4 千人	

3. 産業フレーム (静岡県)

年次 区分	2015 年 平成 27 年 (基準年)	2025 年 令和 7 年 (基準年の 10 年後)
県内工業出荷額	126,675 億円	おおむね 140,979 億円

⁽注)産業フレームは静岡県全体で設定している。

変 更 理 由

都市計画法第6条に基づき平成27年度以降に実施した都市計画に関する基礎調査の結果、第7回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地利用の状況等が明らかとなったことから、これらを勘案し、令和7年における区域区分の人口フレームを本案のとおり変更するものである。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わない。今後、具体の市街化区域への編入がある場合は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で行う。

変 更 概 要

市町村名		備考			
	現行	編入	除外	計	/佣 /与
沼津市	約3, 188. 2	ı	_	約3,188.2	
三島市	約1,366.8	-	_	約1,366.8	
長泉町	約785.6	-	-	約785.6	
清水町	約534.0	-	_	約534.0	
合 計	約5,874.6	-	-	約5,874.6	

[※]区域及び面積の変更なし。

東駿河湾広域都市計画 区域区分の変更 (静岡県決定)

区域区分図

